平成２６年（フ）第１７６号
奈良県磯城郡田原本町198番地の７　205、前住所奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺58番地101
債務者　川治登美江（旧姓仲里）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
函館市本通１丁目26番13号　函館ハイツ308号室
債務者　加藤　良之
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３８号
函館市神山１丁目10番３―205号　リュミエール神山
債務者　武部フサ子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４１８号
大阪市東住吉区北田辺３丁目６番８号　くすのきハイツ301号
債務者　川本　雅美
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０１号
大阪府東大阪市出雲井町１―17―107、住民票上の住所大阪府大東市南津の辺町６番24号
債務者　工藤奈津江（旧姓中北）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３２号
大阪府高槻市野田２丁目19番５号ステートハイツ201号
債務者　湯村なるみ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９８号
大阪市西区九条南４丁目３番17号301
債務者　森田　純一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２８号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目29番１―503号
債務者　有川　隆一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１２号
大阪市西成区花園北２丁目５番12―1010号
債務者　城戸口勝美
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５３号
大阪市東成区神路４丁目12番20―303号、前住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　平井　達朗
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６１０号
大阪市住之江区北島３―６―27介護老人保健施設はまさき、住民票上の住所大阪市此花区伝法１丁目３番61―701号
債務者　雀部勢伊子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６１２号
大阪市北区国分寺２丁目２番15―707号
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６号
島根県安来市安来町690番地３　レオパレスやすらぎ202号
債務者　名越　久夫
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
福岡県行橋市大字大野井878番地１　クリザンテーム・レテ103号室
債務者　原田　陽平（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
福岡県豊前市大字沓川31番地１
債務者　園田　保臣
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
岩手県北上市中野町１丁目14番１号
債務者　伊藤　稀市
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２２７号
群馬県伊勢崎市境上渕名1099番地12
債務者　古川　一良
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係